

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等  
業務委託プロポーザル実施要領

令和6年5月  
環境部ごみ対策課

## 目 次

1	目的.....	1
2	業務概要.....	1
3	予算（見積上限額）.....	1
4	スケジュール（予定）.....	1
5	実施方式.....	2
6	参加資格.....	2
7	募集方法.....	2
8	参加申込方法.....	2
9	優先契約交渉事業者の選定方法.....	3
10	第一次審査.....	3
11	11 企画提案書等の提出.....	3
12	12 見積書の提出.....	5
13	13 質問書の受付及び回答.....	5
14	14 第二次審査（プレゼンテーション）.....	6
15	15 審査基準.....	7
16	16 契約の交渉及び締結.....	8
17	17 情報公開及び提供.....	8
18	18 提出書類の取扱い.....	8
19	19 失格事項.....	8
20	20 その他.....	9
21	21 事務局（問合せ先及び提出先）.....	9

## 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託

### (2) 業務内容

「家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日翌日から令和10年3月31日（金）まで

## 3 予算（見積上限額）

### (1) 令和6年度

0円

### (2) 令和7年度 90,276,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (3) 令和8年度 90,276,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (4) 令和9年度 90,276,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 スケジュール（予定）

月	日	曜日	内 容	備 考
5	10	金	第1回審査委員会の開催	実施要領・仕様書の確認
5	16	木	案件の公示（実施要領、仕様書、参加申込書の公表・配布）	市ホームページで公開
5	27	月	参加申込書の提出期限	市ホームページの公開終了
5	29	水	第一次審査（書類審査）の結果通知	5月29日～6月5日を第一次審査結果に対する説明期間とする。
5	30	木	企画提案書及び見積書の受付開始	持参又は郵送
6	5	水	企画提案書等の提出に関する質問書の提出期限	市ホームページで公開 電子メールで提出
6	7	金	企画提案書等の提出に関する質問書の回答期限	市ホームページで公開 電子メールで回答
6	12	水	企画提案書及び見積書の受付終了	持参又は郵送
6	21	金	第二次審査（プレゼンテーション審査） 第2回審査委員会の開催（候補者決定）	1者につき35分程度予定 （説明20分、質疑15分）
6	24	月	第二次審査結果の通知	6月24日～7月1日を第二次審査結果に対する説明期間とする。
7	上旬		市長報告	
	16	火	契約締結請求、随意契約（特命）依頼書	
	24	水	仕様書、執行伺提出	
8	上旬		契約の締結（予定）	

## 5 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 6 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしている必要がある。
- ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること）。
- イ 武蔵村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。
- カ 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、実施できること（令和6年4月1日を基準として、直近5年間に地方公共団体の家庭廃棄物指定収集袋等の製造・管理等業務を行った実績を有していること）。
- キ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 提案書の提出時点において要件を満たしていた者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。

## 7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加申込書、仕様書等説明資料の配布を合わせて行う。

## 8 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。  
なお、次の提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

### (1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（第1号様式） 正本1部  
イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部  
ウ 業務実績書（第2号様式） 1部

※ 6参加資格(1)カに規定する業務実績が分かる契約書（1面）の写しを添付のこと。

### (2) 提出期限

令和6年5月27日（月） 午後5時（必着）

### (3) 提出部数

正本1部

#### (4) 提出方法

主管課窓口持参、郵送（提出期限までに必着）又は電子メールにて提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、メール件名を「【事業者名】家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託（参加申込書）」とし、各提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、送信確認の電話連絡をすること。

#### (5) 提出先

武蔵村山市 環境部 ごみ対策課 減量推進係（住所等は9ページに記載）

### 9 優先契約交渉事業者決定方法

#### (1) 概要

ア 優先契約事業者（以下「候補者」という。）は、公募型プロポーザル方式により選考する。

イ 候補者は、別に定めるところにより置く武蔵村山市家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき審査委員会委員長が決定する。

ウ 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。

エ 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。

オ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。

カ 選考結果は、参加事業者全てに通知する。

キ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、優先契約交渉事業者として選定する。

### 10 第一次審査

#### (1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第3号様式）を令和6年5月29日（水）までに、電子メールにより通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。

ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和6年5月29日（水）から同年6月5日（水）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

#### (2) 留意事項

提出後の差替えは認めず、書類は返却しない。

### 11 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

#### (1) 提出書類

表紙を第4号様式として、企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順にしたがって、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】

項番	項目	企画提案書に記載すべき事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり必要な事項
2	本業務の実績	家庭廃棄物指定収集袋等の製造・管理業務等を行った業績内容
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制(管理責任者及び担当者の役職・氏名・所属、実務経験年数、主な同種・類似業務の業務実績及び担当する業務等)
4	業務工程表	本業務の工程表及び当市と事業者の役割分担の明示
5	提案内容	仕様書の「委託内容」に掲げる各項目についての具体的な提案
6	その他	独自の提案があれば、具体的に記載する。

(3) 提出期限

令和6年6月12日(水) 午後5時(必着)

(4) 提出部数

1部(紙媒体)

(5) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送(郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。)で提出すること。  
また、紙媒体で提出した書類を、電子メールでも提出すること。

(6) 提出先

武蔵村山市 環境部 ごみ対策課 減量推進係(住所等は9ページに記載)

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版(一部A3版の資料折込使用可)で作成すること。

ページ数は17ページ以内とし、ページ番号を付すこと。

ウ 表紙には、事業者名を記載すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

なお、カラー印刷での提出も可とする。

オ 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。

ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。

カ 提出後の書類は返却しない。

## 1.2 見積書の提出

- (1) 企画提案書とは別に、仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書及び単価表を提出すること。(任意様式)  
なお、見積書及び単価表は年度ごとに分けて作成すること。
- (2) 見積書には、事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書き・氏名・代表者印を記名押印すること。
- (3) 年度毎の見積上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。  
超えた場合には失格となるため注意のこと。
- (4) 提出期限  
**令和6年6月12日（水） 午後5時（必着）**
- (5) 提出部数  
1部（紙媒体）
- (6) 提出方法  
主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。）で提出すること。  
また、紙媒体で提出した書類を、電子メールでも提出すること。
- (7) 提出先  
武蔵村山市 環境部 ごみ対策課 減量推進係（住所等は9ページに記載）

## 1.3 質問受付及び回答

- 企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書（第5号様式）を次により提出すること。
- なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。
- (1) 受付期間  
**令和6年5月30日（木）午前9時から**  
**令和6年6月5日（水）午後5時まで（必着）**
  - (2) 質問方法  
質問事項は、質問書（第5号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。  
なお、メール件名は「【事業者名】家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。  
質問を受信後、着信した旨の確認メールを返信する。  
なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。
  - (3) 提出先  
武蔵村山市 環境部 ごみ対策課 減量推進係（メールアドレス等は9ページに記載）
  - (4) 回答  
提出されたすべての質問と回答について、令和6年6月7日（金）までに電子メールにより通知するとともに、市ホームページで公開する。

## 1.4 第二次審査（プレゼンテーション）

### (1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

### (2) 日時

令和6年6月21日（金）（予定）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

### (3) 場所

中部地区会館（武蔵村山市役所4階）403集会室

### (4) 審査基準

ア 「1.5 審査基準 表2」の各評価項目に対し、1点から5点までの評価採点を行う。

イ 審査は審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から評価を行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を足したものを評価点とする。

評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記項目により、企業評価及び業務評価の委員1人当たりの最高点は80点、これに価格評価点の最高点を足し、最高評価点は100点とする。

### (5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 実施時間は、1事業者につき35分以内（原則として、プレゼンテーションで20分以内及び質疑応答15分以内）とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

その場合、パソコンは事業者が持参すること。

なお、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。

ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

キ 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

### (6) 審査結果

審査の結果は、令和6年6月24日（月）までに電子メールにより第二次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書（第6号様式）により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。

ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和6年6月24日（月）から同年7月1日（月）までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。



## 1.5 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表2のとおりとする。

重要な項目については、重みを掛けて採点する。

価格評価の配点基準は表3のとおりとする。

【表2】

	評価項目	評価対象	詳細・着眼点	重み
1	企業 評価	経営規模の 妥当性		
2		事業者とし ての専門性		
3		関連施策へ の理解度		
4	業務 評価	業務体制		× 2
5		業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。	× 2
6		作業分担	本市や指定収集袋等取扱店、指定収集袋等取扱事務管理委託受託者及びこの業務に係る関係者との連携・実施体制が整えられるか。	
7		提案内容	環境に配慮した加工や品質の安全面に配慮された提案であるか。	× 3
8			家庭ごみ指定収集袋及び外装袋どちらにおいても、障害者が使用する上で使いやすい仕様であるか。 特に、すでに家庭ごみ有料化を実施している隣接市と判別がつくか。	× 2
9			家庭ごみ収集袋の外装袋の裏面に広告又は事業紹介を掲載するに当たり、効果的な提案があるか。	× 2
10			その他、評価できる提案があるか。	

【表3】

見積額	配点
見積上限額を超えた場合	失格
見積上限額と同額	4点
見積上限額の99%から85%	8点
見積上限額の84%から70%	12点
見積上限額の69%から55%	16点
見積上限額の54%以下	20点

## 1 6 契約の交渉及び締結

### (1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されていない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の交渉事業者との協議に移るものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

### (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

## 1 7 情報公開及び提供

### (1) 情報公開の内容

#### ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

#### イ 優先契約交渉事業者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

### (2) 提供方法

市ホームページ

## 1 8 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 1 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積上限額を超過した場合

## 20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛に提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 21 事務局（問合せ・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 環境部 ごみ対策課 減量推進係 担当：横堀、西川

電話：042-565-1111（内線292、293）

FAX：042-563-0793

Email：genryo@city.musashimurayama.lg.jp



(第1号様式)

令和 年 月 日

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

㊟

参加申込書

企画提案に参加したいので、下記のとおり関係書類を添えて参加を申し込みます。

記

1 件 名 家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託

2 入札参加資格

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有している。

※ 上記の資格を有する場合は、記号を○で囲むこと。

3 添付書類

武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票（写し）

業務実績書（第2号様式）

※ 参加資格(1)カに規定する業務実績が分かる契約書（1面）の写しを添付

裏面も記入してください。

本件の参加申込書に関する問い合わせ等の担当部署は、次のとおりです。

商号又は名称

---

所 属 名

---

職 名

---

(フリガナ)

氏 名

---

電 話 番 号

---

ファクシミリ番号

---

メールアドレス

---

(第2号様式)

## 業 務 実 績 書

事業者名 \_\_\_\_\_

### 【家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託に関する契約実績】

No.	発注者	契約件名	契約期間	業務概要
1			～	
2			～	
3			～	
4			～	
5			～	

※ 令和元年度以降に行った又は、現在行っている家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務に関する契約実績を記載する。

※ 記載する実績は1件以上5件を上限とする。

※ 契約実績の内容が確認できる書類（契約書表紙の写し等）を添付すること。

(第3号様式)

令和 年 月 日

様

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長

参加資格審査結果通知書

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託プロポーザルの参加申込みの審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 参加資格を満たしているので、参加について次のとおり受け付けました。

(1) 受付日 令和 年 月 日

(2) 受付番号 第 号

2 参加資格を満たしていません。

(理由 :

)

(説明を求めることのできる期限 : 令和 年 月 日まで)



(第4号様式)

令和 年 月 日

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者

印

## 企 画 提 案 書

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。

なお、提出書類の全ての記載事項に相違ないことを誓約します。

### 【提出書類】

- 会社概要
- 本業務の実績
- 業務体制表
- 業務工程表
- 提案内容
- 見積書

本件の企画提案書に関する問い合わせ等の担当部署及び担当者

担 当 部 署	
役 職 ・ 氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

(第5号様式)

令和 年 月 日

## 質 問 書

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託について、次の項目について質問します。

事 業 者 名

電 話 番 号

ファクシミリ番号

メールアドレス

No.	質問事項
1	
2	
3	
4	
5	

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

(第6号様式)

令和 年 月 日

様

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等  
業務委託プロポーザル審査委員会委員長

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書の提出があった家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託のプロポーザルについて、審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 1 企画提案を採用します。
- 2 次の理由により、企画提案は採用されませんでした。(提案 社中 第 位)  
(理由 : )  
(説明を求めることのできる期限 : 令和 年 月 日まで)